

郵送による改葬許可申請手続きについて

墓地、埋葬等に関する法律により、納骨している遺骨を他の墓地・納骨堂に移すには改葬許可が必要です。(墓地、埋葬等に関する法律第5条)

現在、玖珠町にある遺骨を他市町村へ移す際は、玖珠町の改葬許可が必要です。

【郵送による改葬許可の手順】

1. 以下の書類が必要です。
 - ①改葬許可申請書(様式1)
 - ②墓地(遺骨)移転承諾書(様式2)
 - ③受入承諾書(様式3)
 - ④改葬承諾書(様式4) ※④は代理人が申請する場合に必要です。
2. 「①から④の書類」、「300 円の定額小為替」、「切手を貼った返信用封筒」を玖珠町住民課環境班に郵送します。
3. 玖珠町から「改葬許可書」を返送します。

郵送は下記までお願いします。

また、ご不明な点等がありましたらお問い合わせください。

〒879-4492

大分県玖珠郡玖珠町大字帆足 268-5
玖珠町住民課環境班

TEL: 0973-72-1137

Fax: 0973-72-0810